

生駒市と株式会社 BANDITO 生駒とのまちづくり協定に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と株式会社 BANDITO 生駒（以下「乙」という。）は、次のとおり、スポーツを通じたまちづくりについて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、スポーツが市民の健やかで豊かな暮らしを実現するために不可欠となっていることに鑑み、甲及び乙が、スポーツを通じた市民の健康増進や青少年の健全育成等による地域活性化や、将来的なホームタウン化をめざし、互いの活動の充実を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。なお、連携協力の具体的な実施の内容、方法等の詳細については、甲及び乙の協議に基づく合意により、実施の都度決定するものとする。

- （1） 地域スポーツの振興に関すること
- （2） 青少年の健全育成に関すること
- （3） 多文化共生・国際交流に関すること
- （4） その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に保管するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から本協定の改廃について何等の申入れがないときは、本協定の有効期間が同一条件で更に1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協力事項）

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲及び乙が誠意をもってその取扱いを協議する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月21日

（甲） 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

（乙） 奈良県生駒市元町1丁目13番1-203号

株式会社 BANDITO生駒
代表取締役